

令和3年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年3月4日から令和3年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年3月9日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美 貴 子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐 藤 仁 一	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	大 島 光 昭	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	村 山 隆 之	建 設 課 長	板 橋 正 良
産 業 課 長	佐 藤 暢 一 郎	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 3 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、6 番、渡部正司君、7 番、小畑博司君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、通告により 4 番、赤城大地君、登壇願います。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

4 番、赤城大地でございます。通告に従いましてご質問いたします。

まずはじめに、都市計画及び土地利用計画について伺いいたします。町内において国、県の公有施設または大型の民有施設の跡地が散見されますが、これらについては現在、都市計画及び、土地利用の計画の中においては、今後の方針が明確に示されてはおりません。これらの用地の活用方法については当然ながら第一義的には管理者や所有者が方針を示すべきものであることは自明であります。町としては今後どのようにアプローチしていくのでしょうか。どのようにして、都市計画または土地利用の計画の中に組み込んでいくのか、その手法と今後の中長期的な方針を伺います。

特に、平成 31 年第 1 回定例会においても、ご質問いたしました、公有地である旧法務局坂下出張所跡地、中村区旧県営住宅跡地、旧農業試験場跡地については、当時お答えいただいた内容と事情や状況が変化しているものもあるかと存じますので、現在の事情をふまえてお示しいただきたいと存じます。

また、昨日来、同僚議員の質問にも登場しておりますが、今後、跡地利用の計画が必

要となるであろうと予見される、坂下厚生病院、坂下高等学校の跡地についても、どのように都市計画または土地利用の計画に組み込んでいくのかお伺いいたします。

次に、街路灯または防犯灯の管理についてお伺いいたします。最近、球切れした街路灯や防犯灯の交換が遅れているとの声が行政区から多く聞かれるようになりました。この原因の一つは、発注先を町内に限定していることにあると思われませんが、町の見解をお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

皆さんおはようございます。

4番、赤城大地議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1の総論についてお答えいたします。

本町の都市計画については、都市計画マスタープランにより、町の将来あるべき姿や、土地利用などの基本的な方針を定めており、具体的な都市計画の決定の基本指針としています。まちづくりの方針は、用途地域などの地域地区や地区計画、都市計画道路や都市施設の具体的な都市計画の決定と、その都市計画に基づく都市計画事業、開発や建築の規制誘導などを通じて実現していくこととなります。町としての基本指針やまちづくりの方向性は都市マスタープランなどの中でお示ししておりますが、個別の建物等を含めた跡地の利活用については、都市計画の規制誘導に沿った中で検討をいただくものと考えております。

なお、跡地の利活用方法については各課においても検討しており、当該跡地の利活用方法について相談があった場合には、各種都市計画等の方針に基づいて指導、助言を適宜行っております。

議員おただしの個別案件につきましては関係課長より答弁させます。また、その他の質問につきましても、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

おはようございます。私からは、ご質問の第1の1の(1)についてお答えいたします。

旧法務局坂下出張所跡地につきましては、会津坂下町字稲荷塚地内にあり、昨年公売により不動産業者が取得し、現在事業用売物件として販売されております。

町としては、企業誘致の観点から、都市計画区域内であり、用途地域は第1種中高層住居専用地域であることから、工場等の誘致は難しく、事務所用またはＩＣＴ関係の空き物件として、現在ホームページ等に掲載しているところであります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

おはようございます。私からは、ご質問の第1の1の(2)と(3)についてお答えいたします。はじめに、(2)についてお答えします。

旧県営住宅跡地につきまして、管理者である県に確認させていただきましたが、現在、県での活用予定がないことから、即売物件として令和3年9月30日まで申し込みを受け付けているとの回答を得ております。跡地の一部につきましては過去に売却がされ住宅が建設されている経緯もあることから、土地利用につきましては同様と考えておりますが、引き続き経過につきまして注視をしてまいりたいと考えております。

次に、(3)についてお答えいたします。

旧農業試験場跡地につきましては、坂下東第一土地区画整理事業の中で換地として指定されており、所有者である県とは、以前より買受けの協議を進めております。しかし、町としての具体的な利活用方針が決定していないことから買受けには至っていない状況にあります。この間の協議におきまして、取得に要する財源の手当て等も含めて、令和6年度を目途に利活用方針を示すこととしておりますので、早期に利活用方針が決定できるよう、引き続き関係各署と協議を進めてまいりたいと考えております。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。私からは、ご質問の第1の1の(4)と(5)についてお答えいたします。はじめに、(4)についてお答えいたします。

坂下厚生総合病院につきましては、現在、柳田地区への新築移転工事が進められており、令和3年11月の新規開院が予定されております。

移転後の跡地利用につきましては、会津坂下町が抱える課題の一つである過疎対策のために、有効活用が図られるべきであると認識しております。具体的には、坂下南幹線に面した良好な立地条件を活かし、流入人口の増加を図るための土地利用も跡地利用策

の一つと考えられます。

令和４年度には建物の除却が予定されておりますので、福島県厚生農業協同組合連合会での検討の際には、町として周辺地域と整合し地域振興に寄与する土地利用が図られるよう提案してまいります。

次に、(5)についてお答えします。

坂下高等学校は、「県立高等学校改革基本計画」において令和４年度より大沼高等学校と統合し、大沼高等学校の校舎を使用した会津西陵高等学校となることが予定されていることから、統合後の跡地利用については、町が抱える様々な課題を少しでも解決できるよう有効な活用が図れるべきだと認識しております。

会津地方振興局管内の１３市町村に共通する課題である「人口減少の対策」「地域産業の活性化」「暮らしやすい地域づくり」について、県と市町村、民間企業等で組織する「会津地域課題解決連携推進会議」の中で、その解決に向けた協議を進めております。広域的な連携による課題解決の取り組みを実現していくためには、県や市町村の枠を超えた新しい連携の仕組みを構築していくことが必要であることから、県・市町村の連携拠点施設とすることを跡地利用策の一つと考えております。

また、老朽化により町民体育館を解体したことにより利用される方々にご不便をおかけしているため、スポーツ施設としての利活用や、周辺住民のためのコミュニティ活動拠点としての利活用など様々なご意見・ご要望があります。

今後は、坂下高等学校跡地のより良い利活用について検討し、県への要望・提案、協議を進めてまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第２についてお答えいたします。

街路灯の修繕につきましては、球切れの報告を区長・自治会長などからいただいた場合、通常は即座に、遅くとも次の日までにはその地区を担当する業者に連絡をし、修繕の依頼をしているところであります。受託業者が修繕作業にいつ着手されるかまでは把握しておりませんが、ほとんどの案件が次の月の修繕料請求の際に実績として報告されております。しかしながら、灯具が老朽化等により使用不能となった場合は、生産終了となった蛍光灯の灯具からＬＥＤ照明に随時変更する必要があります。その場合は、電力会社への申請等の手続きが必要となるため、通常より２週間程度修繕まで時間を要する場合があります。また、業者の方々もいくつもの現場作業を持ちながら合間を見て街路灯修繕を行っておりますので、場合によっては多少時間がかかることもあろうかと思っております。

ＬＥＤ化への整備促進により、街路灯の修繕件数は年々減少しておりますが、現在の

2 業者による修理体制を町内電気工事業者のご協力をいただき 4 月より 1 社増やし 3 社にすることで、より速やかに修繕を実施してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

まず質問の第 2 について再質問いたします。町内の電気工事業者の皆様が、本当に一生懸命になってやられているということも重々承知しております。また様々な考え方があるということも重々承知しております。町内業者の育成であったり、そういったような観点もあるということは十二分に理解するところではございますが、やはりこの場に立っている以上は、住民の目線で住民に寄って立つと思いますので、住民の目線に立ったご質問をこの場ではさせていただきたいと思います。

まず町内の業者の方、4 月から 3 社になるということでございますが、町外の業者を入れるというようなお考えはないか伺います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

県内にも数多くの電気工事業者さんがいらっしゃいます。まずはそちらの方から手挙げ方式でやっていただける方を選定させていただいて、どうしても町内の業者ではできないというふうな判断になったおりに、町外という部分がありますが、今現在のところ町内の業者のこれからの部分も考えながら、今、当面は町内の業者で回していきたいというふうに考えているところであります。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

先ほどの答弁の中には、次の月には修繕がなされているという報告、報告というかお答えがありました。また、もしかしたら時間がかかっているのは、それ相応の事情があるのかもしれないということもありました。しかしながら、やはり各行政区の方々、住

民の皆様にとっては、いち早く直るということが一番であると思います。

そういった中で、やはり施工業者を増やすというのも一つの手なのかなということは考えられるんですけども、仮に今の現状、現状というか、私が聞き及んでいる中では、なかなか修繕が遅れているというような状況が今後も続くようであれば、あっても、町内の業者に限るんでしょうか、いかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

例えば今の業者さん、町内の業者さんがまだまだ数社ございます。その部分が実際にやっていただけるのかどうなのかという部分も含めながら、長い時間スパンがかかるというのは、ある程度、高所作業等の工事の行程の中での、各業者さんの割り振りというか、タイムテーブルをつくってからの作業を行っているかと思います。それが1ヵ月以上かかるという部分であれば、通常の作業、東北電力への新たな申請等は抜きにして、単純に工事工程が1ヵ月以上遅れるという部分であれば、まずは町内の業者さんをお願いし、それでも实际的にやっていただける業者がなければ、町外にという形でお声がけをしていくという部分の方向は取れるかと思います。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

少しこの問題からは離れるんですけども、今お答えの中で町内から町外、町内、町外というようなお話が繰り返されるんですが、なぜ町内にというような話でございましょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

町内にも数多くの電気業者さんいらっしゃいます。その部分の、实际的に町から発注する部分については、町内でなるべく完結していただきたいというのは、思いはございます。その部分を含めて町内の業者さんの育成等もありますので、その部分を含めて総合的に町内の業者さんを、まず最優先に発注していきたいというふうに考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

全く同感でございます。そしてその考えは非常に理解できるものでございます。

しかしながら、昨今、新聞で毎日のように報道されておりますが、これは別に追求することではございません。念のためというか、伺うものでございますが、そういった考えは癒着を生むのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

癒着という部分はないと思います。単価的にも見積りをいただきながら、それに対していくらですという査定をさせていただいて、その金額で発注するというふうな形になっておりますので、あくまでも見積り依頼を出した段階から、私たちがチェックをかけて、正式に赤鉛筆を入れさせていただいて、正式に発注するという形になっておりますので、こちらからほかの町村の部分はまた置きまして、私のほうから逆に、この金額でという部分も含めて、それはありません。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

今、笑ってお答えいただきましたが、非常に大事なことでございますので、念のためご確認させていただきました。

続きまして、第1のご質問の再質問をいたします。平成31回の第1回定例会、ちょうど2年前ですね。2年前に同じご質問をいたしました。そのときに比べまして、だいぶ前向きな答弁になったなと感じております。

答弁の中で、(1)の法務局跡地についてなんですけれども、ICT関係の空き物件として、現在ホームページ等に掲載されているということなんですけど、よろしいでしょうか、これについてはどういった、民間業者が今は取得しているんだけれども、町としてはどのような関わりになっているのでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

現在、ホームページに掲載しておりますが、この購入業者のほうから町のほうに依頼がありまして、この空き物件ということで周知していただきたいというようなことで、町のほうで先月、2月の20日絡まりころにホームページのほうに掲載して周知しております。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

続きまして、答弁の中で(4)について、(4)と(5)について、第一義的には、やはり厚生連のほうで決定すべきものであると、そのお考えについては全くそのとおりだなと思うんですけども、今このようなご答弁をいただいたということで、(4)について、流入人口の増加を図るための土地利用も考えているということなんですけど、これについても少し詳しくお願いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

その件につきましては、厚生病院跡地になる土地の北側、民間で住宅地の開発をされております。実際、今現在23区画中、11区画がもう売約済みで、家が建ち始めているところがございます。実際23区画中の約半数で、まだ半分が残っているだろうという観点なんですけど、住宅地の性質上、日当たりのいい道路に面して側から埋まっていくというような状況が、今現在も見受けられます。そして徐々に内側も埋まってくるだろうというふうに思われます。

そういうことを考えれば、厚生病院跡地については、約50棟ぐらい建てられる大きな区画になりますし、南幹線、また道路に面している部分が2面ございますので、道路に面している部分については低層の店舗、または店舗兼住宅も建設が可能というふうに考えますと、あそこに住宅、宅造も含めて、土地利用を図っていくことが坂下町の人口増の施策としては有効な土地利用ではないかというふうに、今のところ考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

今回の質問の意図といたしましては、跡地利用ではなく、都市計画という聞き方をしたのはそういうところにございまして、2 年前の回答では、やはり第一義的には跡地については、それから空き店舗ですね、空き店舗などについては、所有者や管理者が決定すべきだというような答弁を2 年前にいただきました。それはどちらかといえば、国は国で決めること、県は県で決めること、町はちょっと一步引いた状況でというような、そういったニュアンスにも取れました。消極的なように取れました。なので、今回、都市計画というものに焦点を当てましてご質問いたしました。

そういった空き店舗や、空き地や空き店舗などについても、都市計画の中で見れば、やはり町が率先してイニシアチブを取って、何かしらの意思を持って対処すべきである。そういったような用地にもなるのかなと、なり得るのかなと、そういったような考えがあるんですけども、それについて見解をお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

空き地の、例えば空き地の部分につきましては、そこに貼り付けてあります用途の部分も関係してくるかと思います。実際的にはその用途の中で建築できる建物か建物じゃないかという部分も含めて、その中で所有者の方がどのようにして利活用していくのかという部分が重要になってくるのかなというふうに考えております。

実際的に空き家の部分につきましても、今の所有者がどういう利用形態、次にどういうふうにしたいのか、空き地でも、次どういうふうな部分で売却したいのか、貸家にしたいのか等々も含めながら、空き家バンク、建物が建っているのであれば空き家バンクに登録していただいて、貸すようにするのか、売却するのか、様々な意見を聞きながら、その中で町として仲介していくというふうな形は取れさせていただいておりますので、その所有者の方々がこれからどのような意見をもっていくのかというのも、事前に相談、売却というか、空き家バンクに登録したいという場合につきましては、事前に建設課のほうにおみえになりますので、これからどういうふうな方向性でもっていききたいという部分は、その場におきまして、その物件、物件におきましてお話をさせていただいて、相談に応じさせていただいているというような状況になっています。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

戦略的に都市計画なり、土地利用の計画なりを進めようと思いましたが、その土地の買収であったり、土地の交換であったりというような様々な手法があると思うんですけども、これはやる、やらないではなくて、その手法の有効性をどのように考えているのかお伺いいたします。

今回、こんな都市計画なり、土地利用の計画を進めていく中で、様々な公有地が点在しているわけでございます。あるいは民有の、いい立地にあるような場所が空き店舗になっていたり、空き家になっていたりというのはあると思うんですけども、それを町が大きな考え方で、都市計画全体の考え方の中で、例えばこの土地をここにまとめてみるかとか、この土地があれば、この土地が町有地としてあればいいとか、そういったものの中、考えの中で、買収なり、交換なりという考えが出てくると思うんですけども、そういった方向性といいますか、その手法の有効性というか、やる、やらないではなく、どのように考えますでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

ただいま都市計画の部分でありますと、その都市計画の道路がどういうふうにしていくのかという部分では、街路事業の中で買収という形も考えられます。ある程度のワンズパンを買収していくというふうな形では考えられます。土地を面的に集約しながら公有地を生み出すという部分であれば、都市計画整備事業という部分も一つの手かもしれません。

ただ、今、公的な部分では一つもっていますので、一番有効なのは、組合施行による地権者が組合員となって、組合施行による土地区画整理事業というのは、一つの土地を集約する。一つの大きなものを建てたいという形になれば、その土地を集約していくという部分では、減歩方式で集約していくというのは、一つの方法ではあるのかなというふうには考えているところでございます。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

今回質問した意図としては、やはりそういったことを考えていくのが町の責任ではないかなと思います。今後もよろしくお願ひしたいなという気持ちでございます。

最後に、お時間残っているようでございますので、坂下高校跡地についてお伺ひいたします。今県議会、2月定例会に議案としてあがっております。3月の19日に採決があるということでございますが、町議会としても、町執行部としても要望活動をしてまいりました。同僚議員も一生懸命なさっております。これがどういった形に結論付けられるかは別として、あの場所が跡地としての問題が出てくるということは、どちらにしろあるのではないかなと思われまふ。

この公立高校の跡地問題を考えるにあたって、非常に参考になる前例が会津若松市にございました。ご存知のとおり旧学鳳高校の跡地なんですけれども、あの場所は県有地であったものが、若松市がそれを譲り受けて、現在、建物ごと使っているんですが、この根拠になったのが、当時この場所が県に移管される際の、当時の市議会の付帯決議だったと。その役目を終えたときには、その役目というのはその土地ですね、その土地の建物の役目が終えたときには、市にその土地、その建物を戻すようにというような趣旨の付帯決議だったということでございます。これが法的に有効となって、当時の市長と知事の間で話し合いがなされたということでございます

あの場所が県に移管されたのが明治34年、会津中学校が県に移管されたときなんですけれども、その前身の市立会津中学校があの場所に移転してきたのが明治27年。現在の葵高校グラウンド用地になっている場所に開校したのが明治23年でございます。このとき建設に、建設費用、このときの建設費用については、半額以上が住民、当時の会津人の寄附だったということでございます。つまりは、今は若松市ですけれども、市民のお金で造成した場所、建物が市民に返還されたという形になりました。

これが坂下ではどうだったのかということで調べてまいりました。結論から言えば、その若松市にあったような付帯決議というのはなかったんですけれども、昭和29年11月9日の町議会、坂下高等学校建築委員会の議事録の中に詳細な記録が残されておりました。やはりあの場所についても、もともとは私有地、そして建設にかかる費用については多くの寄附金があった。当時の会津農林高校のPTA、それから同窓会からも多額の寄附があった。当時その合併前の7地区、7地区からも多額の寄附金。当然この坂下町からも多額の寄附金があったと。つまりあの場所というのは、町民のお金で造成し、町民のお金で建てた場所だということでございます。

少し長くなりましたが、あの場所がもともとは町民のお金で建てた場所だということについて、どのように受け止めますでしょうか。見解をお伺ひいたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ただいまのお話を伺いました。そしてやっぱり、坂下高校の跡地につきましては、ご承知のように会津農林高校の普通科が、まずは分校として移転して、それから、24年に移転して29年に坂下高校だったかな。そういう形になっています。その当時としては、やっぱり会津農林高校の同窓生なんかが中心になって、土地を求めるような請願をしたと思います。

その時代と、やっぱり状況も変わっておりますし、やっぱり土地問題、全てそうありますけれども、土地があるから使うんじゃないくて、使う用途があるからその土地が必要になると、両睨みの部分があります。そういう形の中で、話、飛び飛び申し訳ないですけど、厚生病院にしてもそうです。これも町だけじゃなくて、近隣町村の請願として、当然、地元からの負担を出しながら請願して誘致してできた部分であります。ですから、今回新しくなる場合も、そのときは移転、あるいは、移転じゃなくて改築する場合には、地元の負担もあるということを付帯決議じゃないけど、そのような要望ありました。だからそれに従ってやっています。

そして、坂下高校の跡地についてですけど、これはやっぱり高校が統合になった場合、あれは教育委員会の問題じゃなくて、県独自の財政のほうの問題になりますので、そういう方面では県議を通じながら、いろんな情報、してます、やっています。例えば会津の中で、浜中会津と見た中で、なかなか県有の大きな施設がこないの、それを誘致できないかとか。それも一つの方法であります。

私個人としては、あの部分はやっぱり会津農林高校に付属した土地にありますので、それに関連した利用ができないか、例えば、繰り返しになりますけど、福島大学に農学部が設立されたとき、その要望に私も行ってきました。その中で、県の施設は農業センターもあります。そして会津農林高校もあります。この後、あそこが空き地になるんだったら、空き地というより、空くのであったら、そこを含めた中で、県と福島大学融合した中で、ある意味ではフィールド学習できるような、そういう使い方ができないか。

昨日申し上げましたけれども、坂下高校、大沼高校統合になると、今度、農業高校も耶麻農業となれば、農業高校は一つになります、会津の中で。それをうまく県と大学と融合させながら、そしてある意味では、やっぱり小中高から含めた中の連携を取りながら、一つのこの辺の農業に対する研究施設的なものができるかということは、内々にはいろんな方面で働きかけております。そういうこと今言ってますし、だからあの場所を、例えば具体的には体育館使えと今出てますけれども、そういういろんな目論見の中で、やっぱり町としては有効に使いたいと思いますけど、さっきの話になります。

全て空いている土地を町として押さえて何かをつくるというんじゃないくて、やっぱり今、昨日来、話していますように、今の財政状況から見れば、どうにか民活できないかというのが一番大きな部分になります。総括的な話になりますけれども、いろんな空いている土地を民活で利用できないかということ、我々はやっていきたいと思っておりますし、ご承知のように、49号線沿いもいろんな形で空き店舗もあります。これやっぱり我々よりも民間のほうのはるかにリサーチしています。そこで連携を取りながら、場所、場所的にいろんな形のまちづくりにつながるような誘引ができないか。例えば今回出てます

法務局の跡地もそうですあります。当然、今お話ししましたように、厚生病院の跡地もそうであります。それぞれについて、その土地、土地によって、やっぱり民活がまずできないかということを含めた中で、それに対して町としてのどういう方向をできるかという、ちょっと飛び飛びになりますけれども。

そういう意味で、坂下高校の跡地につきましては、私はやっぱり、せっかくああやって校舎もありますし、あれが使えるかどうかは別にしても、やっぱり会津農林高校、あそこに残るんだったら、さらにまた大きなソフトの面で、大きな学習的な一つの農業圏というか、教育圏できないかというふうに考えを持っておりますし、そういう方向で、今、個人的には考えております。

ただ一つは、県有地であるんならば、県のほうからも、やっぱり町の振興につながる建物をあそこに誘致できないか、そういう方向も含めておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

様々な可能性をお伺いできたなという一般質問でございました。これにて質問を終えさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、赤城大地君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、8 番、佐藤宗太君登壇願います。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)(登壇)

8 番、佐藤宗太でございます。通告の順にしたがいまして一般質問をいたします。

新型コロナウイルスが世界的な脅威をふるう中で、本日 3 月 9 日、8 時 17 分時点では、世界全体では感染者数 1 億 1,706 万 462 名。日本では感染者数 43 万 9,992 名。福島県では感染者数 2,106 名となっております。

当町におきましても、会津坂下町の介護施設、3 月 2 日までに職員、利用者を合わせて 5 人の新型コロナウイルスの感染を確認し、福島県でのクラスターは 39 例目となりました。いまだ身近な新型コロナウイルスの脅威を払拭できず、医療従事者の方々にもワクチン接種が遅れ、目に見えない恐怖と戦いながら、3 密を保つのが難しい現場で、感染しないか、感染させてしまわないかという緊張の中、取り組まれております医療従

事者の方々、介護従事者をはじめ、私たちの生活を支えてくださる各団体の方々に感謝と敬意を表したいと思います。

G7 主要 7 カ国では、イギリスで昨年 12 月 8 日に接種が始まりましたが、日本は G7 の中で最も遅く、2 月 17 日から医療従事者への接種が始まりました。日本政府は当初、3 月末から 65 歳以上の高齢者約 3,600 万人に接種を開始する予定でしたが、ワクチンの調達状況などを考慮し、4 月 1 日以降に延期され、また延期がなされているというような状況でございます。ワクチン接種により新生活様式の中、平穏な日々を送れることを切に願います。

ワクチン接種は、国は努力義務としており、一部の自治体では人口一定数以上の免疫を持つことで、流行を防ぐことができる集団免疫の獲得と、地域経済の活性化を狙い、接種を受けた方への優遇措置の導入を決めています。

当町においても基礎疾患がある方以外に、いかにワクチン接種を促し、集団免疫を獲得するかが課題となるのではないのでしょうか。また様々な理由で接種できない方と接しなければならぬ、その家族、医療従事者、介護従事者などへの感染リスクが高くなるであろう方々への支援のあり方も考えなければならないのではないのでしょうか。

そこで第 1、福祉行政について。

1、コロナ対策について。

(1) コロナ対応について、コロナワクチン接種計画はどのようなものか。

(2) 基礎疾患などによりコロナワクチン接種できない方や、その家族等への支援の考え方は。

(3) 基礎疾患などによりコロナワクチン接種をできない方と接する機会のある医療施設、福祉施設等の支援の考え方は。

2、コロナ禍における保健所との連携のあり方はどのようなものか。

次に第 2、教育行政についてですが、毎年通学路の安全点検などを行っていると思いますが、小中学校の教育施設適正配置による学校統合以来、新たな通学路の安全対策が改善されていないのではないかという声が少なくありません。そこで、どのように改善がなされて来たのか、またどのような改善計画があるのかについておたじいたします。

1、通学環境について。

(1) 児童生徒の通学路の危険箇所の実態はどのようなものか。

(2) 過去 5 年における通学路の危険箇所の修繕等の推移は。

(3) 今後の通学路危険箇所の修繕等の計画は。

次に第 3、建設行政についてですが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年を迎えようとしています。改めて震災によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を示すとともに、原発事故により故郷に帰ることのできない方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

平成 8 年度に実施した耐震診断結果では、構造耐震指数を大きく下回り、危険な建物と判断されている現庁舎ですが、東日本大震災や先月 13 日深夜の福島県沖で発生しました地震で倒壊せずに、安心安全に関わられている方々は安堵しているのではないでし

ょうか。平成 8 年から現在まで指摘がされているにもかかわらず、使用し続けている、危機管理上どうなのか疑念が払拭できません。

また、コロナの影響により新生活様式が定着してきており、今後の建設行政におけるまちづくりに関しましては、新たな発想のもと、政策に反映させるべく議論がより必要となってくるのではないのでしょうか。

若宮コミュニティセンターは、若宮テレワークセンターとして新生活様式に合わせた設計がなされました。既存の施設は新生活様式に合わせ、どのように整備していくのか。また、令和 3 年度中に町長が公約としていた新庁舎建設、新庁舎建設計画策定が示されており、町のシンボルとなる庁舎のあるべき姿についておたしするものです。

第 3、建設行政について。

1、当町で脆弱性が懸念されている建物の現状と、その耐震強化や建て替え計画はどのようなものか。

2、新たに建設する公共施設は、新生活様式に対応した設計となっているが、既存の公共施設等の新生活様式対策をどのように考えているか。

3、新庁舎建設計画策定が令和 3 年度中になされる予定だが、新生活に対応した新庁舎の考え方は。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

8 番、佐藤宗太議員のおたしのうち、私からは、ご質問の第 1 の総論についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延を防止するため、ワクチンの接種が開始されます。接種は、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県が協力し、市町村が実施することとされております。

本町におきましては、1 月中旬に生活課福祉健康班内に、接種事業推進チームを立ち上げ、現在、高齢者の方々への優先接種の開始に向け、体制構築のため関係機関等と協議を進めております。しかし、ワクチン供給が世界的にひっ迫している影響から、令和 3 年の第一四半期の十分な供給量が見込めないため、段階的な接種は、当初の予定より遅くなることが国から示されております。

引き続き万全な準備に努め、町民の皆様に、迅速に安心して接種をしていただけるよう取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくご

たします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。はじめに、第1の1の(1)についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種計画は、各自治体が地域の実情に応じて接種に必要な体制の確保を図るために策定するものです。接種計画におきましては、人員体制の整備、システム改修、クーポン券の印刷・郵送、接種会場の選定、超低温冷凍庫の配備、物資等の確保、そして町民の皆さんへの情報提供と相談体制の確保などについて、準備工程を含めた計画を策定しております。

現在、町内医療機関にご協力をいただくとともに、両沼管内町村間で連携し、ワクチン接種事業の速やかな開始に向け準備を進めております。

町へのワクチン供給体制が整い次第、町民の皆さんに順次、接種していただけるよう、コロナワクチン接種計画に基づく準備を進めてまいります。

次に(2)及び(3)についてお答えいたします。

基礎疾患を有する方につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化のリスクが高いことから、優先接種の対象者とされております。また、何らかの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医とご相談の上、接種についての判断をお願いしたいと存じます。

町は、町民の皆さんが安心してワクチン接種ができるよう、町内医療機関および両沼管内医療機関を接種会場とした体制を確保し、専用コールセンターによる相談を受け付けております。

ご家族におかれましても、日頃からの感染予防対策を徹底されるとともに、ワクチンの有効性や安全性から接種の判断をお願いいたします。

また、医療従事者、福祉施設等の職員につきましては、優先順位によるワクチン接種が可能となっております。医療従事者への接種は現在、県が準備をすすめております。福祉施設等の職員の接種につきましては、町内11施設に対し意向調査を終了し、体制を整備しているところです。

ワクチン接種を希望される方が速やかに安心して接種ができるよう、国県の情報を的確に判断し、取り組みをしてまいります。

次に、2についてお答えいたします。

町と保健所のコロナ対応につきましては、状況に応じ要請があった場合の連携となっております。一例としてあげますと、町民の方に陽性者が確認された場合は、地方振興局と県コロナ対策本部を通じて町に報告がなされます。その状況に基づき町対策本部と

して、発生対応に関する判断決定を行っております。

保健所は、基本的な業務として、相談や検査対応、受診先の調整、積極的疫学調査、自宅療養者の経過観察、患者の搬送、公費負担手続きなど、個人に直接的な業務を行っており、その業務について町が関与することはありません。なお、感染拡大期における保健師の派遣については、町より支援協力の申し出をしております。

感染拡大防止に必要な情報と、個人情報保護の観点から、関係機関として、それぞれが必要な役割に基づき、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。はじめに、1の(1)についてお答えいたします。

通学路における危険箇所につきましては、毎年1回、学校や保護者、道路管理者、地元警察署などの関係機関が集まり、学校から報告のあった危険箇所について、合同で点検を実施しております。

その合同点検を通して、側溝に蓋掛けがされていないため転落する危険性がある道路や、幅が狭く通学には危険な歩道、白線が消えかかってわかりにくい横断歩道、横断歩道はあるが信号機が設置されていない道路などが危険箇所として多くあげられております。また、所有者が不在であるために適正な管理がなされていない空き家が通学路沿いにあることから、危険箇所としてあげられた例もあります。

合同点検を通して確認をした危険箇所については、その場で対応策について協議を行い、学校における危険箇所の周知や危険回避の指導のほか、歩道の整備や防護柵の設置など、道路のハード面からの対策であるとか、交通規制、横断歩道や信号機の設置など交通行政からの対策について、道路管理者や地元警察署に対して要望を行っております。

次に、(2)と(3)についてお答えいたします。

まず過去5年における危険箇所の修繕等の推移についてですが、平成28年度は点検箇所21件のうち15件、平成29年度は18件のうち15件、平成30年度は14件のうち12件、令和元年度は20件のうち15件、令和2年度は15件のうち13件について修繕等を実施してきました。その他の箇所については、国や県、警察署の管轄であることから、継続して修繕等の対応を要望しているところでございます。

近年の修繕対応事例として主なものですが、平成29年度に点検を行った町道金上西線については、歩道が狭いことや側溝に転落する危険があるという判断がされたことにより、外側線、いわゆる白線になりますが、外側線を引き直すことにより歩行者スペースを拡張したり、側溝の一部に柵を設置したりする対策を実施しております。

平成30年度は、見明バス停のすぐ横に川があり危険だということで、転落防止のガー

ドパイプを設置いたしました。

令和元年度は、南幹線の中岩田南団地付近の横断歩道が信号もなく交通量も多いため危険であるとして点検を行い、信号の設置を要望いたしましたが、現在建設中の坂下厚生総合病院入口に設置が検討されていることから、要望箇所への対応については難しいという判断がなされたため、歩道にある植栽を一部除去することにより見通しの悪さを軽減するという代替案による対策を行いました。

このほかに、鶴沼球場から国道 49 号に続く道路についても、狭くて車の往来もあり危険であるという指摘を受け点検を行いました。この通学路は、歩道が途切れているため、現在児童は、道路の反対側に渡ってから国道へ向かって歩いております。さらに、外側線の位置を限界までずらして歩行者スペースを確保する対応を既にしてはしておりますが、より安全を確保するため、歩道を延長するための側溝の蓋掛け工事を、令和 3 年度から年次計画により、実施する予定となっております。

このように、今後も毎年通学路点検を実施し、土地所有者等の問題もあり、早急な対応が難しい場合もありますが、対応策をその都度協議し、スピード感を持って関係機関に対して、危険箇所修繕等の要望を引き続き行ってまいります。

また、危険度の状況に応じて、ハード面の対策だけではなくて、学校や保護者の協力をいただきながら、危険箇所看板の設置や通学路の変更等、子どもたちにも危険箇所があることを十分に認識してもらえよう、交通安全教育を徹底することで、通学路の安全確保に努めてまいります。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第 3 の 1 と 3 についてお答えいたします。はじめに、1 についてお答えします。

平成 30 年に策定しました会津坂下町公共施設総合管理計画個別施設計画では、本町が保有します 412 施設のうち、昭和 56 年以前の旧耐震基準によるものが 37%であり、さらに耐用年数を経過した施設も約半数となっております。

旧耐震基準施設である坂下南小学校は、平成 19 年に耐震工事を実施し、子どもたちの安全安心な教育環境を確保しております。一方で防災拠点の機能を備えるべき本庁舎の建て替えにつきましては、財政上の理由から延期した経過がありますが、早急に取り組まなくてはならない最重点課題であると認識しております。

公共施設は、町民共有の財産であり、施設の長寿命化を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型の考えのもと、必要な改修を適切な時期に実施する必要があります。

しかしながら、現在保有する公共施設を現行のまま維持管理し、また再取得すること

は、多額の財政負担を伴うことから、困難であると認識しています。

活用が見込まれない施設につきましては、売却・除却に取り組み、また、新たな公共施設の整備につきましては、施設の集約・複合化に取り組むなど、町が目指す将来像を見据えたまちづくりとの整合性を図りながら、地域特性や将来の人口構造の変化に対応した公共施設の維持管理、保有数量の適正化に取り組んでまいります。

次に、3についてお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、第六次会津坂下町振興計画の後期計画期間に着工することを目指し、財政健全化アクションプランに基づき取り組みを進めております。現在、財政シミュレーションの数値は順調に推移しており、令和3年度には新庁舎建設事業再開のスケジュールを策定したいと考えております。

新しい生活様式に対応した新庁舎につきましては、来庁者の安全対策と行政サービスの質の向上、職員の職場環境整備が必要であると認識しております。ハード面においては、来庁された方々のソーシャルディスタンスが確保できる通路や待合スペース、十分な換気機能の整備など、ソフト面におきましては、窓口の一元化や手続きの簡素化による滞在時間の短縮などが考えられます。これらの詳細につきましては、今後の庁舎建設計画の中で粛々と検討してまいります。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私から、ご質問の第3の2についてお答えをいたします。

既存の公共施設等の感染防止対策につきましては、会津坂下町生活支援事業の交付金を活用し、窓口用飛沫防止パネルの設置や施設出入口にサーモカメラ及び消毒液を設置するとともに、適時、共用部分の消毒作業を行っております。また、公共施設の各部屋へ空気清浄器を備え付け、一部施設においては換気対策として網戸を設置するなど、環境改善を進めております。

勤務する職員におきましても、マスクの着用や手洗いうがい、感染リスクが高まる場面を避けるなど、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしております。また、この機会を捉え、分散勤務や在宅勤務などの実施要綱を作成し、感染拡大時においても感染リスクの軽減を図り業務が継続できるよう勤務体制を見直したところであります。

今後は、これらの感染防止対策を引き続き講じるとともに、国が推進するデジタル行政に対応し、将来的には、町民の方々の各種申請や手続きなどが来庁しなくても行えるようになるなど、デジタル技術やデータの活用によって町民の方々の利便性向上を図ってまいります。また、デジタル技術やAI等の活用によって業務の効率化を進め、限られた職員で最大限の行政サービスを行える体制づくりに取り組んでまいります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 03 分）

再開を 11 時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

再質問があればお願いします。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

第 1 について再質問をさせていただきます。町のほうで両沼管内町村間で連携し、ワクチン接種事業の速やかな開始に向けて準備を進めているということは理解できますが、当町において、他の地域では、先ほど述べましたように集団免疫獲得のためにワクチン接種を促すような取り組みをしている自治体が出はじめております。当町においては、そのような何か優遇策的な考えはないのかどうか、おたじろぎいたします。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

報道等でありますように、一部の自治体とかで、接種された方に対しての特典を与えているということの事例かと思えます。ワクチンの接種の促進というものは、各自治体でしっかりと啓蒙してくべきとは考えております。その中で、接種した方と接種しない方というのを色分けすること自体、ある意味では差別的なものにもつながる、いわゆるそういう助長することも考えられます。そういった面で、そのような政策を行うというのはあまり適切ではないのではないかというふうに考えております。

あくまでも、国のほうでも努力義務ということと申しておりますので、こういった国の考えに基づいて、本町としましてはワクチン接種の啓蒙ということを進めてまいりたいというふうに考えております。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

国のほうで努力義務ということ、だからこそ自治体で集団免疫獲得のために様々な取り組みに向けて動いているのだろうと思います。当町で、例えば基礎疾患対象者、ワクチンの接種できない方、どのくらいを見込んでいるのか、おたじいたします。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

あくまでも自己申告ということになりますので、基礎疾患を有している方の人数については捉えておりませんというか、捉えることが難しいというふうに考えております。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

基礎疾患の方々もいらっしゃるだろうと思いますが、その方々の感染をしないような対策としては、やっぱりある程度の人数がワクチン接種をし、そしてそのような立場の方々につさないような環境を促進していくということが、やっぱり自治体に与えられた使命なのではないかと思うわけですが、再度そのような促進についておたじいたします。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

本町におきましては、毎月 10 日と 25 日にコロナ対策本部からのお知らせということで、随時出しております。そういった定期的な発信を中心にするのはもちろんですが、併せまして、もし機会があれば臨時のお知らせなどを出して、啓蒙に、そして周知に努めていきたいというふうに考えております。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

啓蒙していくというのは非常に重要なので、引き続き行っていただきたいですが、先ほどの基礎疾患の方々と、ワクチン接種ができない方いらっしゃると思います。そして、そこに携わる方々、やっぱり感染リスクは高くなるということで、非常に緊張感の続くような業種の方々がいらっしゃると思います。

そこで、先ほど支援等の考えはということでお伺いしましたが、ちょっと明確な回答、答弁を得られてないような気がしましたので、再度その辺りについて答弁願います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

接種会場も含めた対策ということでお答えさせていただきたいと思います。本町の場合ですけれども、接種における副反応ということが非常に重要視しまして、医療機関を今回会場ということにいたしました。どうしても集団接種ですと、どうしても通常の医療機関と違いまして、臨時的に使うものですから、感染のリスクも高いということが考えられます。

したがって、今回、本町では医療機関を中心としました会場を選定したということも、そういうこともありますので、これが基礎疾患を有する方への一つの対応ではないかというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

もちろんワクチン接種のときの様々な対応というのも大事ではありますが、その後、やっぱり様々な状況で接種できない方々と携わなければならない方々というのは、ある程度続くと思うんですね。そこに対して何か町として独自に、何か協力、支援するようなことはできないのか、おただしいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

基礎疾患を有しても、なかなか会場に行けないとか、そういったことでお答えさせていただきますけれども、どうしても基礎疾患を有しているけれども、その医療機関へ行けないとかいう場合も想定されているかと思います。あとそれから、入所されている方についての、いわゆる接種もなかなか難しいというような状況もあるかと思います。

そういった部分については、例えば入所施設におきましては、入所施設で主治医等が控えておりますので、その主治医によります接種というのを、現在検討中でございます。

あとそれから、訪問診療という形で、訪問診療をご利用されている方もいらっしゃると思いますので、そういった方についても、現在、主治医訪問によって接種が実施可能な見込みとなっております、それについては今月の3月2日に調整に入ったところであります。

併せまして、医療機関を中心にして接種を本町の場合は実施したいということですが、今後のワクチンの供給体制が改善されていけば、集団接種の場合も想定した中で、今後、両沼郡医師会とも協議を進めてまいりたい、そういった考えでございます。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

様々な取り組みを検討されたり、協議をしているというのは理解できますが、ぜひ、先ほども申し上げましたが、接種、様々な理由でできない方、そしてその周辺の方々への施策なり、支援なり、いろいろご検討いただきたいと思います。

次に、保健所との連携に関してですが、去る2月25日、当町の施設で感染者が出ました。県の報道では3月3日、そして当町のホームページでは3月4日に情報が公開されたと。その間、町民の方、不安をおぼえた方もいらっしゃるのではないかと思います。保健所とのその情報関係ですとか、その施設とはどのような連携になっていて、どういう過程での情報発信がそこまで時間を要したのかについて、おたじろぎいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

タイムラグという点につきましては、町のほうでも県からの情報を基にして発信しているところでございますので、若干のタイムラグということは生じることは仕方のないことだと思います。

あと、クラスターに対する県の対応、それから町の対応ということでお答えさせてい

ただきますけれども、県のほうで、県内でクラスターが発生した場合ですけれども、県の役割といたしましては、短期集中的な対応が進められるよう厚労省に設置されておりますクラスター対策班と連携して、発生後の感染拡大の最小限にとどめられるような対策を県のほうでは取っているということになっております。

そして町での対応とすればどういうことかということですが、まずは保健所と定期的に感染の状況について情報を共有しまして、町の対応として、いわゆる住民からの相談、それから該当する施設に対しまして、風評被害等も懸念されますので、そういった正しい情報の発信というものが非常に重要と考えております。若干遅れはしましたけれども、ホームページ等を使いまして正しい情報の発信ということに、町のほうでは努めているところであります。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

ぜひ町のほうで正しい情報が出されれば、何か変な噂とか、そういうのも払拭できますので、ぜひ様々な条件はあるにしても、出せる情報に関しては適切に、スピーディーに対応をしていただきたい、切にそう願います。

今回、当町では初となるクラスターが出たわけですが、議会でも職員の特殊勤務に関わる条例改正というのをしたと思いますが、今回そのような特殊勤務に携わるようなことが当町としてあったのかどうか、おたじろぎいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

国、県、そして市町村の役割、それぞれあるかと思いますが、県のほうがクラスター対策本部ということで、実際的な実働を行っておりまして、現場に入る機会とかもございます。そういったところで、県に対してはそういう特殊勤務ということが可能性ありますけれども、町の場合については、現場に直接介入するということはありませんので、特殊勤務については対象外ということになっております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

当町ではそのような業務には携わらない、対象外ということですが、ぜひ県なり、保健所なり連携しながら、様々な対策を適切に行っていただきたい、そう切に願います。

続きまして、第2の教育行政についてですが、先ほど様々な改善がなされているということで、答弁をいただきました。しかし、まだその網掛けですか、そういうようなところ、改善されていないところが多いのではないかと思います。

そして、冬期間、雪が降ると、その境目が非常にわかりにくいと。そして子どもたちが危険にさらされる、危険度が増すと思うんですが、その辺り、今後さらなる対応、予算措置をしなければならないと思いますが、それについておたじろぎいたします。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

登下校の通学については、様々な心配が生じるところであります。特に見守り等々については、朝の交通指導員の方であるとか、ボランティアの見守り隊の方であるとか、あとは期間中には各種団体の方に交差点に立っていただいて、ご協力をお願いして交通安全等、図っているところでございますので、交通安全、登下校、子どもたちの見守りについては、基本的には地域全体で子どもたちの安全を確保していくと、それぞれ行政区なり、地区の方なり、それぞれ保護者の方なり、みんな地域全体の中で、それぞれ気を使いながら安全を確保していくということが大原則ではないかなというふうに思っております。

特に今お話にありました冬期間、雪が多くて境目がなくなったりとか、当然、除雪の関係で通路が狭くなったり、あとは時間の関係等々もあるかと思いますが、そこは当然ご指摘のとおり、可能な範囲で、できるだけ支障のないような対応をするところではございますが、例えばバスの乗降場なんかですと、バスの運行事業者のご協力をいただきながら、乗降場、例えば小学校のバス停の、一番降りる小学校の前のバス停でありますとか、中学校の付近のバス停でありますとかは、場合によっては、朝、職員が出向きましてバス停の除雪を行うというようなことも含めて、可能な限りの対応をしながら、できるだけ危険を排除していくという方策を取ってやっていきたいと思っております。

ですが、自宅の前、歩く歩道、歩行用の歩道なんかも含めて、それこそ自分の家の前を、子どもたちのことを思っていて、ちょっと歩く道を確保していただくとか、そういう地域全体の中で、いろいろ気を使って、子どもたちのことを考えながら対応していただければ、かなりそういうことは対応していただけるのではないのかなと、安全は進んでいくのではないのかなというふうに思いますので、当然、それぞれの役割の中で、しっかり対応させていただいた上で、地域全体で子どもたちの安全を考えていくというようなことで、皆さんのほうのご協力をいただきながら進めていきたいというふう

に考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

教育施設の適正配置がなされて、かなりの年数が経っていますが、いまだに改善されていないところもあるというところで、しっかりとその辺、子どもたちの安心安全のために、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、第 3、建設行政についてですが、本町が所有する 412 施設のうち、旧耐震基準によるものが 37%ということで、かなり老朽化したり、安全性に問題があるような建物が多いということは理解できますが、除却や売却のみならず、使わなければならないとか、新たに建て替えなければならないような施設もあるのではないかと思います。その辺りの今後の計画の考え方についておたししたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今後、引き続き長寿命化計画を基に使用する施設につきましては、適時修繕を図っていきながら、有効活用を図っていくということが基本になるかというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

その中で、新庁舎建設事業の再開スケジュールを次年度、策定していくということなんですが、事業策定に対し、次年度のそれに関する予算の部分、実際どのような内容で進めていくのかについて、詳細についてお示しいただきたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

令和3年度中におきましては、建設年次をいつにし、どの時点から計画策定の議論を始めるかというスケジュールをつくっていききたいというふうに考えております。そのスケジュールに基づきまして、具体的な検討の時期、基本構想、基本計画という計画に沿いまして予算措置は行っていくということになります、その予算措置があるのは令和4年度以降ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。あくまでも令和3年度中については、スケジュールを確定していききたいというふうに考えております。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

延期になった庁舎建設ではありますが、その際にも、ある程度のスケジュールは立てていたと思いますが、それとは別に新たに組み直すというような理解でよろしいのでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

このスケジュールにつきましては、今取り組んでおります財政の健全化の進捗状況によりまして、今現在もどの時点から着手できるかという議論をしております。様々な財源を活用し、取得をしてまいりますので、以前計画をしたスケジュールについても、もう一度見直しを図りながら、1年でも早い着工を目指しスケジュールをつくっていききたいというふうに考えております。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

庁舎建設の考え方なんです、やっぱり現状の推移でいきますと、建てるまでにかかる費用というのかなり、この計画のままでいくのであればかかるのではないかと思います、その辺り、地権者とか、様々な営業している事業所とかに対しては、どのような形で協議をしていくのか、おたいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

土地の取得並びに営業している方々につきましても、そのスケジュールを策定した中でお話をし、引き続き協議をすることについても、その中で方針を掲げていきたいというふうに考えてございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

次年度、計画策定がなされるということですが、やはり一度延期という形を取ってしまった以上、その周辺の方々に関する影響というのは非常に大きいのではないかと思います。懇切丁寧に関係する方々にしっかりと説明していただきながら、スムーズな運営ができるように節に願い、一般質問を終わりといたします。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、7 番、小畑博司君登壇願います。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)(登壇)

7 番、小畑博司でございます。通告によりまして、一般質問をいたします。

おとなしく勤勉に働けば行きていける時代には、人は反抗的になり、まともに働いても生活が保障されない時代には、先を争って勤勉に働きはじめる。従順で扱いやすい奴隷を増やしたいときには、国家は景気を悪くすればよいのだ。不況は人災。人生なんてただの夢。いつ仕事にありつけるかわからない非人道的な労働条件で働かされている労働者に向かって、だいたい今までお前らが黙って働いてきたのが不思議だった。新自由主義は世の中を悲惨にしたとかいうけど、責任の半分は黙って奴隷になってきたお前らにある。すみません、これは最近のステイホーム中に読みましたイギリス在住の保育士でもあり、作家でもあるブレイディみかこさんの著書の中のフレーズでございました。

遠く離れたイギリスは、皆さんご存知のように、ゆりかごから墓場までの福祉国家から、保守政権に移行して、切り捨てられた底辺社会を見つめた著書でございます。わが

町の図書館にも 3、4 冊ございます。私はなぜかこのフレーズがすっと腹に落ちました。

さて、あの東日本大震災原発事故から 10 年の歳月が過ぎようとしております。しかし、今になっても原発事故に関連して命を失う方、いわゆる震災関連死で亡くなる方が後を絶ちません。今年度も県内で 8 人の方が認定されたようであります。福島県累計で 2,318 名となりました。宮城、岩手を合わせまして 3,773 名、その 6 割以上が福島県内の皆様であります。

また、これも皆様、毎日新聞で触れておりますけれども、原発事故によって生業を失い、コミュニティが壊され、家族が壊され、ふるさとを失った方々の補償を求める紛争解決センター、いわゆる ADR の和解案は、ことごとく東京電力によって拒否されるというような、県民にとっては理不尽の連続の 10 年ともいえるのではないのでしょうか。

そして追い打ちをかけるような新型コロナウイルスによる感染症の拡大、いわゆるコロナ禍の長期化は、大きな負担となって私たち町民に一人ひとりはもちろんのこと、少子高齢化や財政難と戦おうとしている自治体そのものにも大きな障壁となっております。もはや経済的影響はリーマンショックを超えているともいわれておりますが、コロナ禍に立ち向かい、少子高齢化を克服し、持続可能な活力あるまちづくりを実現するために、どのような施策を考えておられるのか質問するものであります。

第 1、コロナ禍の町民の命と健康をどう守るかについてであります。震災関連死と同じように、ステイホーム中心の生活が長引き、ソーシャルディスタンスや不要不急の外出自粛、新生活様式など、人と人とのつながりが制限され、精神的にも肉体的にも疲弊する中で、健康被害が加速化しているのではないのでしょうか。そこで心配されているのが介護予備軍の急激な増加であります。

そこで、その第 1 として、フレイル、いわゆる虚弱でございますが、あるいは認知機能の低下、コロナうつなどの拡大をどのように防ぐのか、特に高齢者や、あるいは自殺が増えている女性の方々について、どのような施策をお考えなのかお伺いするものであります。

次に、私の拙い情報をもとにしたまちづくり、地域づくり、産業起こしなどの提案でございます。農業振興で活性化し、楽しい健康的なまちづくりを期待する。

一つには、後継者のいない農家と連携して、市民農園を開園しよう。についてでございます。米、野菜、果樹などを生産する農家で、後継者問題が深刻であります。このままでは優良な農地が荒廃するばかりであります。アレルギーのお子さんをおもちの方々には、無農薬で野菜をつくってみたいけど、農地もノウハウもないとか、毎日食べるお米を無農薬で育ててみたいけど、などのニーズも結構あるのではないのでしょうか。

現在、国も県も町も、農地を集約しようとしていることは承知しておりますが、地域の担い手をもってしても集約しきれない農地もかなり存在します。広く町民の皆様呼びかけて、市民農園を開設してはいかがでしょうか。健康づくりや交流推進にもなるのではないのでしょうか。考えをお伺いします。

次に、農業をしたい地域おこし協力隊の研修を充実させ、定住につなげよう。につい

てでございます。今年度、新たに地域おこし協力隊を募集する計画がございますが、農業をしたいとはいっても、幅が広く、可能性は無限大ですけれども、どんな品目で、どんな生産をしたいのか、本人のニーズを把握し、適切な研修を積ませることができれば、未来が描きやすく、定住につながってくるのではないのでしょうか。考えをお伺いするものであります。

三つ目には、坂下産の米で、防災食や備蓄食をつくりましょう。という提案でございます。今年も 150ha、減反というか、米をつくれな田んぼの数量が示されました。せっかくおいしい米ができる、この米を主産とするわが町において、これを活かさない手はないというふうに思います。新潟県でも、あるいは長野県でも、全国的にこの防災食、あるいは備蓄食の開発、販売をしております。ぜひ当町でもできないものか、お考えをお聞きたいします。

次に、安心安全なまちづくりを推進しよう。についてでございます。昨日来からコロナ禍についての対策について、同僚議員からの質問も相次いでおりますけれども、町職員が一丸となってコロナ禍に懸命に対応しておりますけれども、施策が浸透しきれない方が発生しているようであります。

また、他の地域においては、廃業を余儀なくされた自営業の方もいらっしゃいます。新たな支援策とともに、いかにして一人も取り残さず支援を行き届けさせるかが問われているのではないのでしょうか。より徹底した施策について伺うものであります。

次に、獣害対策、災害対策にドローンなどを活用せよ。についてでございます。これも昨日来、同僚議員の質問にもございましたが、数多くの出動をしていただき、いまだかつてない数の駆除の実績をあげられていることについて、本当にありがたく、心より感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、深刻な問題があります。このせっかくの対策をする方々に犠牲が出てはなりません。わなの見回りについて、途中でクマに襲われたというような事件が昨年起きました。わが町ではございませんが、近隣市町村でございました。災害の把握にも、こうしたドローンをはじめとした機器の活用というのは、もはや当然だと思われそうですけれども、見解をお伺いするものであります。

最後に、役場窓口の対応を向上させよ。苦情のようなお話でございますけれども、苦情を苦情ではなく、これからの施策に活かしていただきたい。役場窓口は顔であり、職員のやる気を感じ取れる場所でもございます。経験の浅い職員に任せるのは、総合案内も厳しいでしょう。むしろ一を聞いて十を知る中堅職員の登竜門にしてはいかがでしょうか。以前、ワンストップサービスというような言葉が流行って終わったというような感覚がございます。ぜひとももう一度振り返っていただき、まずは町民の方々に満足していただくことを目指し、それを見ながら新人は勉強し、仕事に誇りを持たせるべきではないのでしょうか。ぜひ役場のイメージアップと職員の育成に活かしていただきたく、質問するものでございます。

以上を申し上げまして、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

7番、小畑博司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第3の1についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民の命と生活を脅かし続けております。コロナ禍を克服し、第六次会津坂下町振興計画が目指すまちの将来像を実現するために、新型コロナウイルス感染症対策を最重点事業として実施していくことは、施政方針及び当初予算の説明において述べたとおりであります。

令和2年度会津坂下町生活支援事業には、「新型コロナウイルス感染防止」、「全町民に対する生活支援」、「大学生等への生活支援」、「町内商工業者等への支援」、「農業者への支援」、「新しい生活様式のための環境整備」の六つの柱を掲げ、事業を実施してまいりました。

国の令和2年度第3次補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町に対する交付限度額は、1億5,669万6千円であります。令和3年度の生活支援事業につきましても、地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度の事業を基本としながら、より実態に合った効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

特に、商工業者及び農業者への支援につきましては、実態と要望を踏まえた支援事業とするため、関係機関等との協議を行っているところであります。令和3年5月を目途に、令和3年度会津坂下町生活支援事業の実施計画についてご説明させていただき、事業費を補正予算に計上したいと考えております。

誰一人取り残すことのない、きめ細やかな支援を継続して実施していくことで、町民の命と暮らしを守ってまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

私からは、ご質問の第1の1についてお答えをいたします。

町では、医療・介護双方の視点から高齢者の状態をスクリーニングし、社会参加の促進を含む各地域の対象者の課題に対応したフレイル予防等の一体的な取り組みを推進

しております。特に、今年度はコロナ禍で生活環境が大きく変化し、外出の制限などによる社会とのつながりの希薄化や、うつ病の発症、認知機能の低下が懸念されています。

現在、高齢者の特性やコロナ禍での生活を踏まえ、サロンなどの通いの場を活用し、自宅でできる運動メニューの提供や、低栄養予防の食事指導を実施しています。また、新たな取り組みとして、レクリエーションを取り入れた認知機能の維持やこころの健康維持にも努めているところです。さらに、高齢者のご自宅を訪問し、生活習慣病等の重症化予防のための保健指導や健康相談を実施し、個々の健康問題に対応しております。今後もフレイル予防をはじめとする高齢者の健康課題の解決に向け、引き続き取り組みの推進を図っていきたいと考えております。

コロナ禍による精神面に与える影響は大きく、2020年の全国の自殺率をみると、前年に比べ3.7%増加し、特に30代以下の比較的若い女性の自殺者数が増加しています。自宅にすることが多く、子育てや家事によるストレスを相談しにくい環境にあることや、著名人の自殺に影響を受けるなどの心理的な負担が増している恐れもあるといわれています。町では、広報や新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ、フェイスブックを活用し、こころの健康づくりや相談窓口等の普及・啓発に努めています。

こころの健康を害す要因として、コロナ禍による影響はもちろん、子育て、介護、職場環境、人間関係など、様々なものがあり複雑に絡み合っています。町民と関わる機会をこころの健康づくりと捉え、窓口業務をもつ部署にとどまらず横断的な取り組みとし、関係機関と連携しながら適切な支援を行っていきたいと考えております。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第2の1から3についてお答えいたします。はじめに、第2の1についてお答えいたします。

本町における基幹産業は農業であり、農業の振興と活性化は、人口減少や少子高齢化が進む本町において、地域経済の活性や活力と魅力あるまちづくりにつながる重要な取り組みであると認識しております。

本町農業においては、水稻を基幹作物として土地利用型作物、園芸作物の生産が行われており、農地の利活用が図られるとともに、担い手農家への利用集積も年々進んでいる状況にあります。

しかし、農業経営を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、米価下落等により大変厳しい状況が続いております。さらに、昨年発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言や、外食産業を中心とした営業自粛により、需要が激減し、取引価格下落による収入減少の大きな打撃を受けたところであります。

このような状況の中で、農業の活性化は喫緊の課題であり、市民農園の開園は解決に

向けた一つの手法であるとともに、農地の有効活用による耕作放棄地の発生抑制につながるものと考えられます。

また、市民農園利用者への技術指導等に高齢者の農業者が携わることにより、農作業を通じた交流が生まれ、さらには高齢農業者の生きがいとなり、健康的なまちづくりにつながるものと考えておりますので、今後も町内でのニーズ等を的確に把握しながら、農業活性化策の一つとして検討してまいります。

次に、第2の2についてお答えいたします。

本町農業における課題の一つは、農業従事者の高齢化と後継者不足であります。町は、これらの課題を解決するため、人・農地プランの実質化の取組みを通して、今後の集落農業を担う中心経営体の位置付けや農地集積の方針等に向けた取り組みについて、集落内での話し合いを重ねていただいております。一部の集落では、果樹農家における後継者問題が表面化してきており、経営と樹園地の継承が大きな課題となっております。

町内における就農の状況を見ますと、施設園芸での就農が大部分を占め、果樹による就農はほとんどない状況であります。これは、施設園芸は就農後すぐに収入が見込めるのに対し、果樹においては技術習得までに長期間を要することや収入が確保できるまでに数年かかることが、就農の経営品目として選択されにくい要因であると考えられます。

このような状況を踏まえ、本町の農業分野が抱える課題解決に向けた取り組みの中で、地域おこし協力隊制度を活用し、農業分野に特化した人材を迎え入れることは、極めて有効な手段であると認識しております。令和3年度には、果樹を経営品目として就農を希望する人材を、地域おこし協力隊として募集し、農業の活性化と定住促進につなげてまいります。

具体的な活動内容としては、集落内の空き家を有効活用して居住しながら、果樹農家において技術習得に向けた研修を行い、将来的には後継者不在の果樹農家から樹園地を借り受け、農業を主業として自立するとともに、地元農産物を活用したカフェ経営や、高齢農業者の道の駅あいづへの集出荷支援等を担っていただきたいと考えております。

今後は、関係部署との連携を図りながら、空き家の調査や地域の選定、研修受け入れ農家の掘り起し等、協力隊受入れに向けた環境を整備してまいります。

次に、第2の3についてお答えします。

本町産米につきましては、J Aや集荷業者を通して、主に中食、外食産業向けに常食用として販売されております。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言や営業自粛要請により外食産業向け需要が激減し、在庫量が増大している状況にあり、米価への影響が懸念されていることから、令和3年産米の需給調整への取り組みとして、農家収入の確実な確保に向け、非主食用米である飼料用米作付けを推進しているところであります。

水稻を基幹作物とする本町において、主食用米の価格下落の影響は大きく、農家所得の確保と安定した農業経営を確立するためには、町、J A等が一体となり、非常食用等、新たな需要開拓を継続的に模索していく必要があると考えております。

本来、備蓄米の確保は、いち自治体の施策ではないと考えていますが、幸いにも町内

においては、大学と連携し本町産米を使用した非常食米の研究、開発を行っている事業者があることから、情報共有を図りながら、町備蓄の非常食用としても活用を考えてまいります。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第3の2と3についてお答えをいたします。はじめに、2についてお答えをいたします。

日本では2015年に、企業や政府が本格的にドローンを使用した事業を展開し始め、現在では、撮影、測量、物流、農業、警備、災害復旧など多種多様な分野で活用されています。

獣害対策では、鳥獣生息数及び生息範囲の調査やカラスなどの巣に直接働きかけ、孵化させないように個体数を調整するといった活用や、昼夜を問わずクマ・イノシシなどの罠を安全に確認できるなどの活用が想定されます。

災害対策では、被災状況や行方不明者捜索など、上空から、リアルタイムで広範囲を映像確認できることから、一度に多くの情報を得ることができるため、とても有効な手段であります。

その一方で、上空での作業や鮮明な映像を撮影できる産業用ドローンが必要で、購入費・維持管理費に高額な費用が必要となります。専門的な知識・技術、映像を送るための電波を取り扱う陸上特殊無線技士の免許も場合によっては必要となり、個人の負担が大きくなります。

また、災害時の特例以外は、あらかじめ飛行ルートを設定し、国土交通省に飛行許可を申請しなければならないなど、多くの課題もありますので、災害時等の活用につきましては、民間企業への委託や災害協定の締結等について検討してまいります。

次に、3についてお答えいたします。

窓口への職員配置については、人事異動における全体の中での配置であり、必ずしも若い職員を配置しているわけではありませんが、若い職員にとっても、多くの町民の方と接することができる経験と成長の場であると考えます。

また、総合案内としての問い合わせなどの対応については、窓口職員だけが対応するのではなく、担当部署の職員が1階の窓口に出向いてその場で対応するなど、できる限り来庁された町民に満足いただける窓口対応やワンストップサービスを心がけております。

今後も、コロナ禍における新生活様式に対応するため、職員のマスク着用や窓口用飛沫防止パネルの設置、施設出入口へのサーモカメラ及び消毒液の設置などにより、来庁される皆さんにとって安心安全で利用しやすい窓口を目指すとともに、会津坂下町人材

育成基本方針に掲げる、「考える職員」、「元気な職員」、「信頼される職員」の育成に取り組み、さらなる住民満足度の向上、質の高い町民サービスの提供に努めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 05 分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

再質問があればお願いいたします。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

再質問させていただきます。町長はじめ、幹部の皆さん、それから、並びに同僚議員の皆さんと共有したいと思う事柄がたくさんあり過ぎて、時間を使い過ぎたような感じもします。

まず、フレイル、あるいは認知機能の低下などについて、現状として社会福祉協議会等にまいりますと、最近、介護あるいは要支援、そういう方々が増えているというようなお話を聞いているんですけど、現状どんな状況になっていますでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

現状につきまして、その辺も含めまして第 8 期の介護保険事業計画の中でも要介護者数の推移というのは出しているところであります。コロナ禍の中ではありますけれども、非常に増えたということはないですけれども、ただ、要介護者の段階の中で、傾向としましては通所の介護の方が減っておりまして、替わりに施設介護者という方が増えております。それに伴いまして給付費も当然上がってくるわけでして、それについては当初予算の中でも、それなりの見込みということで計上させていただいたところであります。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

町では、フレイル予防ということで、坂下地区地域づくり協議会主催ということで、これからも第 2 号、3 号と発行していくようでございます。これ全部読むと、危険性とか、そういったものの啓発であろうというふうには思うんですけども、何かこの次は 10 日、それで 25 と、町の広報の発行に合わせて発行するようでございます。このフレイル、あるいは認知機能の低下であるとか、コロナうつであるとかというものに対して、スピード感を持って対応するという意味で申し上げますと、ではフレイルって何なの、何が大事なのかということを、ぱっとお伝えするという感覚になっているのかなというふうな思いがあるんですけど、ちょっと今やっていることに対して、何かちょっと申し上げたいことなんですけど、諏訪中央病院の名誉医院長の鎌田實さん、西会津とも関わりが深い方でございますけれども、彼は、端的にフレイル、虚弱、こうなると介護になる人が増えてしまうよと、大事なものは何だ、太陽光と、お天道様、と運動が大切だ。それが大切なんだというふうなことを端的に説いていらっしゃいます。その辺の感覚というのを、どのように捉えていらっしゃるのかなということが一つです。いかがですか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

今ほどご質問にあったように、フレイルにならないための大事な事項としまして、運動すること、それから外出をすること、それから栄養を摂ることの三つということが、通常あげられていることかと思います。それについては十分町のほうでも把握しているわけですけども、フレイルというのは、単に年齢的な衰えで発生するものではなくて、早く気が付くことによって機能がもとに戻せる。いわゆる可逆性という特徴がございます。

そういったことで、今回の新型コロナウイルス感染症とフレイル、フレイル対策ということとを共存していけば、コロナが終わった後、ポストコロナの社会で生きていく上でも非常に重要なキーワードではないかというふうに考えております。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

そうですね、フレイルの症状が出てしまった人は、どういうふうに早くもとに戻せる

かということも大事なんですけれども、前期高齢者も含めて、フレイルにならないために予防ということで申し上げれば、もっと端的な言い方があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほど申し上げましたような三つの点、外出すること。それから、運動すること。そして栄養を摂ることという三つが非常に大切なことだというふうに考えております。今回のコロナウイルス感染症に関しましてですが、それと併せたフレイル予防、そして介護予防という大切さを、今回のこのこれを契機としまして、認識していただけますように、今後も周知啓発に努めたいというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

啓発だけですと、要するに後は自助努力ですよというふうなことになるんですけど、そうではなくて、答弁の中にもありましたように、新たな取り組みとしてレクリエーションを取り入れた認知機能の維持や心の健康維持にも努めてねと、あるいは高齢者宅を訪問しているというようなお話でしたけど、レクリエーションに取り入れた機能の維持というのは、どういう方を対象に、どこで誰がなさっているんですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

現在、町全体として取り組んでおります。そしてあと、第六次振興計画の中にも入っております、いわゆるサロン活動の中で実施しております。その中では、現在のコロナ禍の中ではありますけれども、感染の予防に徹底しながら、皆さんと一緒にレクリエーション、いわゆるDVDでの体操を実施したりとか、それからあとは、お茶飲み程度のことでありますけれども、そういった、まず集まってもらって、コミュニケーションを深めていくというような取り組みをさせていただいているところであります。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

私も前期高齢者であります。全町的に取り組んでいるということですけど、私がちょっと把握してないというか、参加していないのかどうかわかりませんが、どういう単位で取り組んでいるんですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

まずは昔でいいますとお茶飲み仲間程度な、小さなコミュニティを活用しながら、その広がりに対して期待しつつ、そういった和を広げることが中心、基本になるのではないかというふうに考えています。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

フレイル等については、これまでもコロナ禍だからではなく、取り組みということで伺っております。しかしコロナであるからこそ、なおさらそのフレイルであるとか、認知機能低下という、あるいはコロナうつというのが加速化しているんじゃないかということで心配をされているわけなんですね。第六次の中でも様々な地区におけるサロン活動であるとか、そういったものを提供されているところもございますが、かなり範囲の狭い方の中でしかないのかなと思います。

今、自分では大丈夫だと思っている方も、非常に危ない状況にあるよという警告ではないかと思うんですけれども、そういったことも含めて、もう少し具体的な取り組みを地域に広げていく必要があるなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

フレイル予防についてですが、先ほども申し上げました周知啓発はもちろんですが、メニューについても一定、決められたメニューではないというふうに感じております。例えば、外に出て活動されたい方もいますし、サロンの中で講座とか受けたい方もいらっしゃるし、それから、サロンには行かなくても自宅に取り組めるような運動をしたいという方もいらっしゃいますので、まず現在のところ、そういったニーズも把握しつつ、いろんな方法を選択できるような流れというか、そういうメニューも考えていきたい。そして提案して実践していければというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次、時間もありませんので、2 番目に移ります。市民農園の関係なんですけれども、大いに可能性を感じた答弁となっておりますので、一つ申し上げますけれども、市民農園といっても、いろいろなニーズはありますものですから、やっぱり先頭になる人を一つ一つつくっていかないと、なかなかそう簡単にはいかないのかなという思いもあるんですけど、あと品目等によって、本当に自分の地域だけ、ちょっと狭い範囲だけで考えますと、果樹農家も高齢化が進んで後継者もない、切るしかないとか。そういった中で、非常に素晴らしい果樹が採れる園地でもあるにもかかわらず、荒れてしまうのかなというふうな思いもあるんです。ただ、それはその品目でいいかどうかということもありますので、いろんなパターンがあると思うんですね。

一方では、私どもの中山間地だと、本当に狭い面積で、段々といわゆる棚田になっていると。そこがなかなか耕作できないというような状態も見受けられます。そういったところで耕作するにしても、では市民農園としてみんなでちょっと米をつくってみたいなどというふうに思っても、やっぱりそれを世話してくれるところがあったり、あるいはそれを引っ張ってやってくれる人がいないと、なかなか難しいのかなというふうな思いもあるんですけど、その辺の仕組みづくりというか、その辺については、ちょっとお考えあったらお伺ひしたいと思います。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

市民農園につきましては、やはり品目ですか、何をつくるかで大きく考え方が変わる

かと思います。通常、野菜、畑で野菜、園芸作物をつくるとなれば、その指導者が1人いれば、いろいろこう区画的にも分けられますし、やりやすいのかなと思います。

果樹につきましては、この園芸、市民農園ですか、市民農園の面積制限といいますか、1人当たり10a以下というようなことで制限があります。果樹ですとだいたい10a以上の、杉山区の中だと2反も3反もあるような圃場もございますが、それをどう区割りするかだとか、いろいろこう地形のことで問題あると思うんですけども、ただ考え方としては、それをクリアすれば、その農家の方がリタイヤすると、私の畑を、リンゴの畑をやりたい人に市民農園ということでやっていただく考え方については、私はいいと思います。

ただ、その法的にどうクリアするか、誰が、市民農園も市町村公共団体、市町村がやる市民農園、それからNPO法人など、法人でやる農園、個人でもできます。会社でもできます。農業委員会のほうに申請して許可が必要となりますが、いろんなやり方あると思うんですが、可能性は、私はあると思います。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

ぜひ可能性のある地域の方々と相談しながら、ぜひとも実現をしていただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の研修についてなんですけれども、それこそ今日も地域おこし協力隊の土田さんが傍聴にお見えになっていらったみたいです。これから1人増やすということなんですけれども、周りを見てみますと、やっぱり複数人で地域おこし協力隊導入して、お互い相談しながら、その人たち同士でも相談しながらやっていただくというようなシステム、やり方にしたほうが、より長続きしやすいんじゃないかということもいわれているようです。

先ほど来、私の近くの話になっているようでございますけれども、空き家を活用して、そこに住んでいただいて、地元の果樹農家の指導を受けながら、そこに定住を目指そう、あるいは経営を目指すというようなお話ですが、それにつきましても、やっぱり一人でいるというのは、非常に心細いものもあるかなと思いますけれども、その辺、複数人による導入というのはお考えでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

地域おこし協力隊の導入について事務局を担っておりますので、政策財務課長のほうから答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、町の課題を解決する外からの人材ということで、有効な手段ということで認識をしております。今後も様々な坂下町に点在します課題を解決するために、地域おこし協力隊の方々を導入させていただいて、より多くの方が坂下町で活躍し、将来的には定住をしていただく施策で進行していきたいというふうに考えております。

今回、地域おこし協力隊の、令和3年度の地域おこし協力隊の導入に関しましては、果樹農家を中心に考えております。その分野で複数名という可能性につきましては、今後募集要綱等の中でも検討してまいりますし、実際こちら側に来たいという方々に対して、夏場を目処に、一度坂下におこしいただいて、体験させていただいて、こういう土地でこういうことをさせていただくということを何度か経験させていただいて、坂下町にこうという決心がついた方を雇用するという形になりますので、複数人であれば大歓迎となりますが、全国からお集まりいただいて、はじめて坂下で会う地域おこし協力隊同士が、同じ住まいの中でこれから住んでいけるのかという問題もございますので、その辺については手探りでありますけれども、解決していきながら進めていきたいというふうに思っています。

なお、将来にわたって様々な分野で地域おこし協力隊が坂下町で活動しはじめれば、複数人の活動となりますので、その方々が連携して活動を続けていく仕組みなども、今後つくっていかねばならないということで認識しております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

これも壇上で申し上げましたが、地域おこし協力隊の方々に、農業で頑張っていたくというふうにしても、品目、自分がやりたいのは何かということによって、自ずと研修先というか、学ぶところも別になろうかと思います。当町で学ぶことがたくさんある、あるいはそれと手本となる方がたくさんいらっしゃるということもございますが、品目によっては全国で、その養成というか、協力隊に出すために養成をしているところもございます。年会費 21 万円取って、年間何日でしたか、そこに実地研修で行って、最後はテストもあるというようなところで、非常に、私が今話したのは、東京の三鷹市の鴨志田純さんという、やっている方なんですけども、ここは野菜です。無農薬、オーガニックの野菜をつくる。それから肥料をつくる。日本の土は大変痩せてきてます。その土づくりから徹底的に覚えていただくということで、それらをもとにしながら、日本の各地で地域おこし協力隊で活躍したいという人を養成したいという方でございます。

そんな方もございますし、ほかにもございますが、そんな全国の情報も集めながら、

やはり研修を積んでいただきながら、安心してやっぱりここで定住していただくという
ような道も必要ではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

地域おこし協力隊の最大の目的は、3年、地域おこし協力隊の期間3年でありますので、3年経過後、坂下町に引き続き定住をし、坂下町で人材として活躍していただくことが目的でございますので、できるだけ、このアンマッチがないような形で人材の方々をお呼びするためには、今、小畑議員おっしゃったとおり、高いスキルを持っている、その研修に、研修というか、地域おこし協力隊の実働に備えている方々のほうが可能性としては高いかなというふうに考えておりますので、そういうような機関も活用しながら、地域おこし協力隊の募集には取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

本当に時間がなくなりました。次に、防災食、備蓄食についても、実際にもう研究されているところがあるということですが、坂下の米、美味しい米をそのまま、もっと美味しく備蓄食、あるいは防災食としてつくり出すというようなことに向けていけば、より有効な手段になるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

今ほど私のほうから答弁差し上げました、今研究している非常食用の米でございますが、まず、備蓄関係となりますと、保存、要するに保存が一番の、保存期間ですか、保存期間が一番問題になると思います、防災関係になると。今開発中のものは、約1年というようなことで、ただ、火を通さずにそのまま食べられるというものでございます。

小畑議員、今ほどの米自体ということでございますが、それまた、今の取り組みはまた違う取り組みをしておりまして、その業者につきましては、まだ商品開発の一手手前になっておりまして、それが商品化になれば、次の段階で、また相談などをこちら町の

ほうからしていきたいなというふうに思います。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

まだまだ共有したいことはたくさんあるんですけども、時間がないので、残念ながらこれで終了いたします。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、小畑博司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、1 番、目黒克博君登壇願います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）（登壇）

1 番、目黒克博でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

このたびの質問にあたり、町民の声を含めた内容を一般質問とさせていただきます。毎回同様な話をしておりますが、町民の皆様と接することで様々なお話をいただきます。いただいた会話の中身を分析すれば、住民一人ひとりの思いと希望が切実に感じられることが少なくありません。そして将来を担う子どもたちへ、住みよいまちづくりを継承しなければならない責任を痛感します。一つ一つ解決策にあたり邁進しなければならないと思うところでございます。

そこで、防災について話をさせていただきます。近年、温暖化や自然環境などの変化が著しく大きくなり、各地での災害が多発しております。先月の 13 日も福島県と宮城県で震度 6 強の揺れを観測する地震があったばかりで、会津地方は震度 4 の揺れと確認されております。

坂下町では、この地震による甚大な被害はなかったにしろ、浜・中通りでは多くの被害が生じました。思えば 10 年前の東日本大震災を思い出さずにはいられません。災害は忘れたところにやってくるという事が現実、当てはまらなくなったのではないのでしょうか。防災とは台風、地震、火事などの災害を防ぐことが基本とする考え方と認識しております。

当町は町民の安全を守るために、災害に強い安心なまちづくりに努めなければなりません。しかし行政機関だけでは十分な機能は果たせません。これが実態です。だからこそ町民の皆様一人ひとりの防災意識向上、協力が求められます。

そこで、私の地元である村田区で行われている事例を少々話させていただきます。当

集落では子どもからお年寄りの方に、防災という意識を高めてもらう意味も含めて、区長を中心とした消防団、各組長さんとの運携、そして消火訓練、炊き出し等の災害を装った簡単な訓練を行っております。このような訓練を各自治会も切に希望するところでございます。

そこで、町防災のあり方について質問いたします。

1、防災の情報管理について。現在の情報伝達方法の現状はどうなっているのか。

2、会津坂下町防災マップについて。防災マップの内容は、今後の更新についてどうなっているのか。

3、防災訓練等の自治会との連携について。有事の際の指示の連携マニュアルはどうなっているのか。

4、防災スピーカーの役目と活用について。防災、防犯、災害時の活用として見直す点はあるのか。

以上について壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

1 番、目黒克博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

わが国は、気象的、地理的、地形的条件から地震、台風、豪雨等の自然災害の多発国であり、過去に数多くの災害により、尊い人命や財産が失われてきました。

こうした自然災害や武力攻撃災害等において、混乱を未然に防止し、被害を最小限に抑え、災害復旧を迅速に進めるため、災害や被害等に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが、町民の生命及び財産を災害から守るうえで、非常に重要となってきます。

また、町民に災害情報等を確実に伝達するためには、一つ的手段に頼らず、複数の情報伝達手段を組み合わせることと、それぞれの情報伝達手段を強靱化することが重要であります。

このことから、町では、情報伝達手段として、防災行政無線による情報伝達、各携帯電話会社による緊急速報メール、Lアラートでのテレビへのテロップ放送、ヤフー・ジャパンとの協定による防災速報など、複数の情報伝達手段を備え、災害時に対応することとしております。

特に、防災行政無線においては、平成 9 年 8 月に運用を開始し、平成 25 年度から 26 年度の 2 カ年事業で、情報伝達の高度化を図るためデジタル化に整備するとともに、防災重点地域や難聴地域、そして、平成 23 年新潟福島豪雨災害を契機に、只見川河川沿

い集落の各戸に個別受信機も設置をしたところであります。

また、放送を聞きもらした方に対しては、電話自動応答装置を設け、電話回線を使用して通報内容の再確認ができるようシステムを追加いたしました。

今後につきましては、防災行政無線が情報伝達手段の中心的な役割を担うことから、放送設備の維持管理はもちろんのこと、消防庁が運用する J アラートによる各種訓練放送により、その機能維持に努めるとともに、防災行政無線等の通信端末を活用するなど、職員の使用方法の習熟を図ってまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第 1 の 2 から 4 についてお答えをいたします。はじめに、2 の (1) についてお答えをいたします。

町では、町民の安全を守るために、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めているところでありますが、まちづくりは、行政機関だけでは決して十分とは言えません。地域防災の基本は、「自助」・「共助」・「公助」が適切に役割分担された社会を形成することが必要であり、これら「三助」を実現するためには、町及び防災関係機関はもちろんのこと、住民や事業者の皆さんの主体的な取り組みと相互連携を図っていくことが不可欠であります。

また、町民一人ひとりが、防災の重要性を認識され、積極的に各種訓練に参加していただくことが大切であり、それが自分の命を守る糧となるはずであります。

会津坂下町防災マップは、今後の災害予防対策に役立てていただくために、平成 28 年 2 月に作成し、全戸配布させていただきました。以来、5 年ほど経過をいたしますが、この間改訂はしてございません。

しかし、近年の自然災害は激甚化・頻発化していることや、水防法の改正によって、想定しうる最大の降雨に対応した浸水想定区域の見直しや、土砂災害警戒区域及び火山災害警戒地域の追加など、令和 4 年度の改訂を予定しておりますので、新たな災害予防対策に役立てていただければ幸いです。

次に、3 の (1) についてお答えをいたします。

町の防災訓練は、毎年 8 月後半に各地区持ち回りで行ってまいります。訓練内容につきましては「会津坂下町地域防災計画書」を基本に、対象地域に起こりうる災害を想定して関係団体・地区住民の方に参加いただいております。各行政区については、「会津坂下町避難行動計画」の内容を、区長・自治会長に事前説明をし、訓練当日は、住民の安否確認、一時避難所への避難誘導、訓練本部への報告などを実施しております。

町といたしましては、災害が発生した際には、「会津坂下町地域防災計画書」、「会津坂下町避難行動計画」及び「会津坂下町非常通信対応マニュアル」に基づき、町民の生命・財産を守るとともに、被害を最小限に食い止めるためにも、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めてまいります。

次に、4の(1)についてお答えをいたします。

防災行政無線は、災害時、緊急時、平常時においても防犯の目的で町民の皆様に必要な情報をお伝えすることを目的に平成9年に整備をいたしました。

また、防災重点地域と難聴地域においては、屋内個別受信機を配布設置し、必要に応じて屋外アンテナ設置工事をしております。各行政区に設置してある屋外スピーカーは年2回の点検を行い、区長・自治会長からの不具合の報告には、随時対応をしております。

また、災害時の停電に備えて、役場担当者による非常電源切り替え訓練も毎年実施し、防災行政無線の停止をまねくことのないよう務めるとともに、防災行政無線だけに頼らず、複数の情報伝達手段により、迅速かつ的確な情報発信に努め、逃げ遅れ等のないよう対応してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

情報伝達の一部として、ヤフーとの災害協定を締結されておられますが、その後の利用者に対してからの反応、状況、検証等はどのようなものでしょうか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

ヤフーの防災について、これアプリ、当然必要になってきますので、それを降ろしていただくというようなことになりますが、ただし、ヤフーも情報、逆に、あまりちょっと具体的に被害の状況が、通常のそのNHKの防災アプリもあるんですけども、ヤフーのほうがちょっと被害の状況が大きいのではないかと、だから、NHKと、いわゆるヤフーの、いわゆる気象庁といいますか、気象庁から取れば同じなんですけれども、いろんなウェザーの情報がありますので、そういったところから、多少違うのではないかと、というようなのお話は聞きましたが、おおむねこういった情報も取れるというようなこ

とで、いろんな情報として取れるということで、評価は高いというようなことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

民間による情報収集ということでご回答いただきまして、その今の現状を聞かせていただきましたが、やはり現代には欠かせないスマートフォン、もしくは携帯の防災アプリ、これ作成させて町が配信するということで、防災緊急情報を受信できるようにはなっておりますが、これは全町民に対しての、情報をまかなえるということは不可能かというふうに考えております。

先ほどご回答いただいた情報を逃してしまったよという場合は、電話での情報収集ができるということで、ちょっと私もこれ勉強不足でわからなかった部分なんです、やはり一番私が心配しているのは、1 人住まい、及びそういった日中 1 人で生活している方の後期高齢者の方々、その情報収集というと、やはり難聴、いろんな意味で足が不自由だということも含めまして、そちらの方のほうの情報収集は、やっぱり我々一般人、健常者が情報を得るのとは、また別なものとして、私、捉えているんですが、そういった面に対しての対応ですかね。その辺の回答をちょっとお願いしたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

まず防災無線のテレホンサービスの関係、ちょっと申し上げますが、防災無線のテレホンサービスにつきましては、防災無線で 1 回全町内に流れます。こういった水害とか、そういった情報でもなくても、実際には台風 19 号のときなんかですと、会津バスがちょっと雨量が多いので運行ができないというようなことを役場のほうに申し出がありまして、それを防災無線で流した経過がございます。

そういったものについて、防災無線だけでは当然バスを利用されている方には、全員には周知はできませんので、当然そういったものについても、災害でこういう状況ですよというようなテレホンサービスだけではなくて、防災無線に流れた情報を再度テレホンサービスのほうに電話していただくと、そこで防災無線で流れた内容が何度も繰り返し聞けるというようなのが、今の防災無線のテレホンサービスというようなものでございます。

これが、電話番号ちょっと申し上げますと、84-1511 というようなところに電話して

もらうとなります。イメージ的には火災の情報を広域消防署のほうでデジタル音声で発声しますよね、あんなイメージというようなことで、ちょっと解釈していただければよろしいかと思います。

あと、1人住まいの方、1人住まいの方については、特に新潟福島豪雨のときに、先ほどの答弁でも申し上げましたが、防災の重点地域と、いわゆる只見川の沿線のところに舟渡集落、それから片門集落、和泉集落、平井集落かな、あと洲走集落、この五つの集落に、これは全世帯に戸別受信機が屋外アンテナというようなことも設置しまして、146台設置してございます。そういった対応で1人暮らしの方で、いわゆる市街地、町場のほうに、旧坂下町のほうに住んでらる方であっても、1人でなかなかその防災無線が聞こえにくいよといった場合に貸し出しをしています。そういった防災無線の貸与の台数というのが約50台ぐらい、町では貸与をしてございまして、今そういった形では200台ぐらいは出しているというような状況であります。

あとは、1人住まいの対応というようなことになってきますと、どうしても情報の伝達というようなことになれば、こういった形にならざるを得ないのかなというところありますが、そのために区長、自治会長さん、あるいは民生委員さん、そういった人的な、いわゆる要支援というようなことになってしまうんですが、そういった方々の名簿を、これは警察関係、消防関係、これ常備消防関係ですね。あとは各分団の分団長さんのほうにも、そういった情報がいつてますので、そういったところに対応していただかなければならないのかなというようなところがあります。以上であります。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

今の話から、継続性のある4番にちょっといきたいと思います。防災スピーカーの役目と活用についてということに入りますが、近年、住宅事情の変化、要するに建材の進化に伴って、静粛性の優れた家屋が多くなってきたということで、防災のスピーカーによる放送が聞きづらい、または聞こえないという弊害が多く出ております。今の回答で結び付けるのであれば、じゃあ室内の防災無線、取り付ければいいんじゃないのかというふうに結び付くと思うんですが、そうしたら、その地区によっては感度の変動します。変動しています。その情報が住民に伝えきれない実態も見受けられています。

その状況は、たぶん町としても把握していらっしゃると思いますが、そういう家屋が増えていくにしたがって、またこのような状況が増えると考えられます。今後の最善というか、また別な意味での対策というのはないのでしょうか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

比較的、今、密閉性の高い、それこそ住宅というようなことになってきてますけれども、デジタル化になって、25年、26年度に2ヵ年で整備した部分なんです、逆にデジタル化になって音がうるさいというようなことで、ただなかなか音量の調整というのが個別にはちょっと対応できないような状況になってございますけれども、その辺については対応していくというようなことであります。

ただ、全く聞こえないというようなことになると、ちょっとこれはまずいので、そういった場合には、個別に我々が、例えば先ほど申し上げましたが、高齢者の1人暮らしの家で聞こえないというようなことで、自治会長さんあたりから話が来た場合には、我々職員が業者さんと一緒に、そのお宅まで伺いをして、状況を確認をした上で、これはやっぱりちょっと、いわゆる町場であつてもちょっとこれは聞こえにくいなというようなことで、そういったところには戸別の受信機を、じゃあ置きましょうというような流れで置かせていただくというようなところがございました。そんなことで、ちょっと今のところ対応するしかないというようなところであります。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

今のご回答から結び付けて、ずっとお話していきますが、要望者がその室内受信機に対しての要望に対して、任意設定という部分になりますね。その設置状況は今お話いただきました。ある町民の方からこういう話をいただきました。設置された後の故障時の、使用者の免責はあるのか、ということもありまして、有償なのか無償なのかという話の中には心配される方もいらっしゃると思いますので、これに関して説明、ちょっとお願いしたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

通常に置いてあつて、聞こえなくなつて故障が発生したという場合には、これは有償なんていうわけにはいきませんので、こちらで全体的なメンテナンスの中で、それは対応していきたいと思います。

ただ、中には実際にお宅にお伺いしたときには、乾電池で、両方、停電の場合は乾電

池というようなことありますので、乾電池で聞いてられるおばちゃんだったかな、がい
らったので、電池なくなってますよというようなことで、むしろコンセントに差してお
いたほうがいいのかなというようなところもありましたので、そういった乾電池とコン
セントでの併用というようなことをお願いしてきたような経過もございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

そのようなご心配される町民の方もいらっしゃるということで、ご報告申し上げま
す。

それに関連してですが、スマホ、携帯という機器が、ほぼ確立されてきました。皆さ
んもご存知かと思いますが、防災情報メールというのを、若松の危機管理課から発信さ
れておられます。その情報の中には、現在収束が見えないコロナの感染状況とか、その
他、いろんな意味で併用して発信がなされておられます。こういうメール、我々やっぱ
り、私も登録はしているんですが、やっぱり町民の方も、坂下町もあったらいいよね、
専用メールがあったらいいよねという声も多くきいております。当町の防災情報メール
の設置の考えはということで質問いたします。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

スマートフォンあれば町のホームページも閲覧は可能かなというようなところはござ
います。今、町のほうでの防災の関係については、例えば消防、この間もちょっと若宮
地区のほうで火災がありましたが、そういったときの機動班の出動指令ですね、出動指
令を出したりとか、そういった場合、あるいは職員の安否確認とかというところの部分
の対応で、今は行っていますけれども、その辺についても今後検討はしていかなければ
ならないというようなところであります。

ただ、ちょっと今のところは費用対効果の部分もありますけれども、ただ、スマート
フォンあればちょっと町のホームページあたりでもちょっと確認できる、急ぎでなけれ
ばですね。というようなところもちょうとありますので、その辺をちょっとこれから検
討していかなくちやならない部分かなというふうに思っています。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

今後そのような検討させていただければ、もっと迅速な情報収集に我々是可以のか
なというふうに考えます。

3 番目の自治会との連携について質問いたします。先ほど回答いただいた中も含めて
質問いたします。有事の際にはもちろんですね、町災害本部設置から始まって、区長及
び自治会、消防及び警察も含めまして連携されるというふうに流れがいくと思います。
現在のマニュアルについて作成されておりましたが、災害というのはその種類によっ
ても異なります。このマニュアルというものに対しての検証及び改善をしなければいけ
ないというのは、現在はどうなんでしょうか。ありますか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

この会津坂下町非常通信対応マニュアルというようなこと、これありますが、実際
には東日本大震災、これを教訓にしまして、やっぱり町の職員なり消防団なりというよ
うなことで、その携わる方々の行動の部分を示した内容でありますけれども、ただ、今、
目黒議員おっしゃるように、災害の種類によってやっぱり異なってきます。ただ同じよ
うな水害であっても、本当に西部のほうで、坂下町の西部の山間地のほうで発生したも
のであったりとか、あるいは東側のほうの阿賀川や宮川辺りを対象にしたものであると
かというようなことになってくれば、これもやっぱりそれぞれに変わってくるものだと
私は思ってます。

ですので、マニュアルはやっぱりマニュアルとして基本的な部分として、それは承知
していなくちゃならない部分だと思いますけれども、やはりその臨機応変に災害に対応
できる、そういった部分のマニュアルというようなものも必要になってくるのかなとい
うなふうに、やっぱり感じるところであります。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

全く私もそう思っています。災害、一つの災害の種類というというのは、まずあり得な
いことなので、いろんな災害を想定した中でのマニュアルづくりが必要なのかなとい
うふうに考えています。今後ともその計画、マニュアルについての内容、検証もしてい

ていただきたいというふうに考えます。

今現在、2 の質問になりますが、坂下町の防災マップについてちょっと質問させていただきます。この防災マップが発行された、作成ですか、平成 28 年の 2 月ということでお聞きしております。これ、私ちょっといろいろ調べさせてもらったんですけども、このマップにあたり、これ各自治体の作成されたマップも拝見させていただきました。隣接、湯川、柳津、あと遠いところだと美里、ちょっと行けば西会津、金山というふうに拝見させてもらったんですが、内容を拝見すれば、ほぼ同様な内容だと。これは想定した各地域にもよりますけれども、ほぼ災害は、予想されるのはほぼ同じなのかという、地域性もあります。

そういう中で、他の自治体と、隣接町村との、現在、共有しての作成だったのか、もしくは町独自の作成だったのか、その辺をちょっと説明いただきたい。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

これは、それこそ東日本大震災後、あるいは新潟福島豪雨というようなことで、同年に発生してございますが、そういったのをもとにしまして、坂下町がこれは独自、専門家の業者さんのほうにお願いはしておりますけれども、坂下町は独自として補助事業を活用しながら、全戸配布できるような部分で作成をしていったということでございます。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

私もこのマップについては、やはり更新も必要かというふうに思われます。昔であれば 10 年一昔というような時期もありましたが、本当に今は 3 年、5 年の周期で災害も増えているというのが現実だと思います。そんな中で、この坂下町の防災マップについて、町の姿勢として、安全で安心なまちづくりというのを、目指す姿勢を町民の方に知っていただくためにも、それがまた、マップが宝の持ち腐れにならないように、町民の皆さんに再度周知させていただく努力をしていただきたいなというふうに思います。かなり立派なマップだというふうに思っております。

次は 3 番の自治会との連携について、ちょっとお話させていただきたい。言いましたね。すみません。

あと、提案質問になるんですが、町消防団による防災訓練が実施されております。現

在の参加団体数、この中で終わらせるのはもったいないと私は思っております。というのは、やはり多くの町民の皆さんに体験してもらうことが重要だと考えております。

そこで、関係団体さんもそうなんですけれども、各地区のコミセンを利用させていただいて、その中で各種団体、大勢あります、コミセンを加えれば。その中で防災訓練というのを実施させていただくのであれば、参加者がもっと増えるんじゃないのかというふうに日頃から思っているんですが、そういう提案となりますが、その辺の考え持っているものですから、回答ではないでしょうけれども、答弁をお願いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

現在も各地区の持ち回りで実施をしてございます。ただ、本年度といいますか、年明けましたので令和2年度につきましては、コロナ禍の中でということで、やむを得ず中止をさせていただいた。実は令和2年度は目黒議員の地元であります金上地区で、本来であれば開催の予定だったんですが、ちょっとコロナ禍の中で実施していないというようなことであります。

ただ、5年に1回は、これ大規模な部分での防災訓練、これはいろんな自衛隊から、県の防災ヘリであったりとか、そういったご協力の中で、実際にそういった対応をしているというようなところがありますので、そういった方については、全員がなかなか参加というのは難しいんですけれども、例えば観閲に来ていただくとか、そういったことでお願いをしたい、できれば各地区で開催するものに参加をしていただきたいというようなことでありますけれども、今現在こういったコロナ禍の中でというようなことで、中止したというようなことでご理解をいただきたいと思います。

◎1番(目黒克博君)

議長、1番。

◎議長(水野孝一君)

1番、目黒克博君。

◎1番(目黒克博君)

私の質問がちょっとずれておりました。私が言いたかったのは、持ち回りはわかっておりました。持ち回りではなくて、各コミセン、全自治体の中でやっていただいたほうが、アピール性があるのかなというふうに思っていたところでした。

最後にはなりますが、災害が頻繁に発生する中で、防災に関心を持つ人は増えてはまいりました。しかし、実際、災害への備えをしている人というのは、それほど多くはないと思っています。災害を他人事だと思わずに、自分及び家庭に日頃から起こり得ることだというふうに考えてます。自分、そこには家族があります。命や生活を守るために

役立つという理解が私は必要ではないのかと、自ら防災に取り組むことにつながると私は考えます。町と町民が一体となって防災に取り組んでいただければ幸いです。

そして、日頃、町危機管理班、執行部の方の皆様には、本当に重圧な責務に就いていると思っています。それに対して感謝と敬意を表したいと思っています。

これで一般質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、目黒克博君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

明、10日は午前10時より各常任委員会、11日は予算特別委員会を開きます。12日から14日は休会であります。15日は予算特別委員会を開きます。16日は休会であります。17日は午前10時より本会議を開きます。

17日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時02分）

◎書記（橋本吉嗣君）

事務局よりご連絡いたします。

明日、3月10日に開催されます各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は、北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は、3階大会議室となります。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は、北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は、3階大会議室となります。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 9 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員